

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年4月1日



埼玉県信用保証協会がSDGs普及促進保証の取扱開始

埼玉県は、全県のステークホルダーとともにワンチームでSDGsに向け、取り組んでいく「埼玉版SDGs」を推進しています。

この度、「埼玉県SDGsパートナー」である埼玉県信用保証協会では、SDGsをより多くの中小企業に身近なものとして取り組んでいただくため、SDGs普及促進保証（愛称「ステップワン保証」）の取扱いを令和4年4月1日から開始しました。

この保証制度は、これからSDGsに取り組む、もしくは既に取り組んでいる中小企業が、同協会所定の「SDGs宣言確認書」を提出することで、信用保証料率を通常よりも最大10%優遇するものです。

（保証制度の詳細は（<https://www.cgc-saitama.or.jp/system/system35.html>）を御覧ください。）

なお、「埼玉版SDGs」に賛同する金融機関と協働するため、同保証制度の取扱いを「埼玉県SDGsパートナー」に登録している金融機関に限定しています。

（「埼玉県SDGsパートナー」の詳細は
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html を御覧ください。）

<SDGs普及促進保証制度の概要>

1 保証の対象となる中小企業者

SDGsの達成に向けた取組みを実施している、または実施する予定がある中小企業。

2 保証限度額

3,000万円

3 資金用途

運転資金・設備資金